

## 国土交通省からのお知らせ②

短期入院協力病院・短期入所協力施設をご紹介します。

### 1. 短期入院協力病院・短期入所協力施設とは

国土交通省では、「介護料受給資格をお持ちの方」の短期入院・短期入所（1回の入院・入所が原則2日以上14日以内（リハビリ目的での短期入院を利用する場合は30日以内））を積極的に受け入れする一般病院を「**短期入院協力病院**」（うち10カ所を「**重点支援病院**」）、障害者支援施設等を「**短期入所協力施設**」（うち10カ所を「**重点支援施設**」）として指定し、協力病院・協力施設の受入体制整備・強化を支援しています。



### 2. 全国の短期入院協力病院・短期入所協力施設

協力病院及び協力施設の詳細は下記QRコードを読み取りいただき、国土交通省HPのご案内よりご確認ください。



国土交通省HP



### 3. 短期入院・短期入所の利用にあたって

様々なご事情により急に利用せざるを得ない状況になった場合、利用方法や手続き、病院・施設等の環境に不安をいだかないためにも、**お近くの協力病院・協力施設の見学や職員との面談等による情報収集**をされてはいかがでしょうか。

いざというときには、試す時間はございませんし、初めての利用は不安感も大きくなります。いざというときに安心してお任せできる病院や施設を探されたり、試されることは大切です。

短期入院・入所の利用にあたりご不明な点（利用方法やサービス内容を知りたい、病院・施設へ連絡してみたい）等がございましたら、**ナ斯巴支所までお気軽にご相談ください。**



#### 4. 新たに協力病院5か所、協力施設6か所を指定しました（令和7年12月15日）

##### 【短期入院協力病院（新規）】

都道府県	病院名	所在地	電話番号
静岡	医療法人社団八洲会 誠和藤枝病院	藤枝市中ノ合26-1	054-638-3111
京都	宇治武田病院	宇治市宇治里尻36-26	0774-25-2062
香川	医療法人西山記念会 MIRAI病院	坂出市加茂町633-1	0877-48-3366
高知	医療法人恕泉会 リハビリテーション病院すこやかな杜	高知市春野町芳原1316-1	088-837-2345
佐賀	医療法人同愛会 サンテ溝上病院	佐賀市大財1丁目6-60	0952-24-5251

##### 【短期入所協力施設（新規）】

都道府県	施設名	所在地	電話番号
北海道	NPO法人ソルウェイズ レスパイトハウス コタン	石狩市花川南2条3丁目92	0133-72-9000
東京	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団 障害者支援施設 立川療護園 はごろもの音	立川市羽衣町2-63-3	042-512-7401
神奈川	社会福祉法人至泉会 障害者支援施設 ソーレ平塚	平塚市寺田縄265-1	0463-59-3933
岐阜	社会福祉法人平成会 障害者支援施設 いちいの杜ハートフル	関市市平賀566-1	0575-21-6600
愛知	社会福祉法人歩々の会 障害者支援施設 ピカリコ	西尾市平口町大溝75	0563-53-1212
広島	社会福祉法人白鷺 グループホーム しらさぎ	福山市御幸町上岩成766-3	084-999-7344

国土交通省では、「介護料受給資格をお持ちの方」がご利用された協力病院・協力施設における医療器具、介護器具及びリハビリ機器の導入等を支援しています。

皆様の短期入院・入所のご利用が協力病院・協力施設の受入体制整備・強化につながっています。

## 国土交通省からのお知らせ⑤

令和8年度に実施予定の「自動車事故被害者受入環境整備事業」をご紹介します。

「介護者なき後」を見すえ、被害者ご本人及びご家族が安心して生活を送ることができる環境を整備するため、予算成立を前提に令和8年度も引き続き障害者支援施設及びグループホームに対して、介護器具導入や人材確保等に係る経費への補助を実施予定です。日頃利用されている施設やグループホームへご紹介いただけますと幸いです。

\* 詳細は決まり次第、報道発表や国土交通省公式Xアカウントにおいて発信を行う他、下記QRコードの国土交通省HPに掲載します。

### 1. 補助対象事業者(予定)

- ・障害者支援施設
- ・グループホーム

国土交通省HP



### 2. 補助の内容(予定)

開設(増設)年度		開設(増設)次年度以降	
人材雇用費	介護器具購入費	人材雇用費	介護器具購入費
求人情報発信費	研修等経費	求人情報発信費	研修等経費
補助上限額 1事業所 1,500万円		補助上限額 1事業所 1,000万円	



# 国土交通省からのお知らせ⑥

令和8年度に実施予定の「在宅療養環境整備事業」をご紹介します。

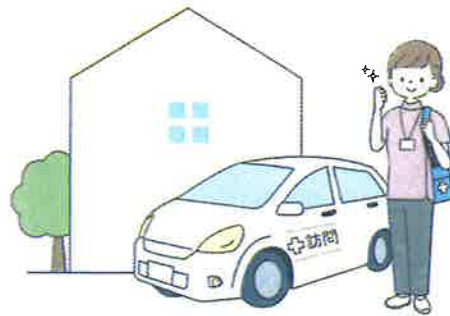
「介護者なき後」においても在宅生活を選択できる環境を整備するため、予算成立を前提に令和8年度も引き続き**居宅介護事業所及び重度訪問介護事業所**に対して、**人材確保等に係る経費への補助**を実施予定です。**日頃利用されている居宅介護事業所や重度訪問介護事業所へご紹介いただけますと幸いです。**

\* 詳細は決まり次第、報道発表や国土交通省公式Xアカウントにおいて発信を行う他、下記QRコードの国土交通省HPに掲載します。

## 1. 補助対象事業者(予定)

- ・居宅介護事業所
- ・重度訪問介護事業所

国土交通省HP



## 2. 補助の内容(予定)

開設(増設)年度	開設(増設)次年度以降
人材雇用費	人材雇用費
求人情報 発信費	求人情報 発信費
研修等経費	研修等経費
補助上限額 1事業所 300万円	補助上限額 1事業所 200万円



# ● ナスバからのお知らせ① ●

## 次回（6月期）の介護料請求について

**介護料請求書類提出期日：各主管支所より事前に通知します**

請求対象：令和8年3月～令和8年5月分

提出書類：「介護料請求書」

「訪問看護等費用領収証明願などの証明書類」添付

### = 労災保険や介護保険とナスバの介護料は併給できません！ =

介護料受給資格者が、労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）給付や介護保険法に基づく介護給付及び予防給付（居宅介護サービス、福祉用具レンタル等）を受けた場合は「介護料受給資格喪失」となり、重複して保険給付を受けた期間に受給した介護料は返還していただくこととなりますのでご注意ください。

※ 気になる点等、詳細は最寄りのナスバ(主管)支所(P29参照)にお問い合わせ下さい。

#### ● 注意すべきケース例 ●

##### 【労災保険】

業務上又は通勤途上における事故で受傷された方が、当初は労災保険の介護（補償）給付を受けていなかったが、その後、労働基準監督署から請求教示があり、労災保険の給付を受けることになったケース。

#### ● 注意すべきケース例 ●

##### 【介護保険】

65歳になるまで障害者総合支援法に基づくサービスを使っていた方が、その後も利用しているサービスの名称や内容に変化がなかったため、介護保険に基づくサービスに切り替わっていたことに気付かなかったケース。

**※特に介護保険対象年齢にあたる65歳以上の方はご注意ください！※**

介護保険の対象年齢となる65歳以降の受給者において、引き続き、障害者支援サービスの利用を希望される場合、その可否は、在住されている自治体において個別に判断されます（原則、介護保険サービスの利用が優先されます。）。

このため、障害者支援サービスの引き続きの利用を希望することに関して、受給者等が自治体に申し入れを行う機会がありましたら、ご希望により、その際にナスバ職員が同行して自治体(特別区・市町村)の障害福祉および介護保険の担当等)に対し、介護料制度、介護料と介護保険との関係性等の説明を行うお手伝いは可能ですので、65歳になる前に、一度、最寄りのナスバ(主管)支所(P29参照)、訪問支援の際や各主管支所の在宅介護相談窓口(裏表紙参照)にお問い合わせください。

なお、ナスバからは、医療・保健福祉の観点からのコメント(当事者への適切な介護サービスの内容について等)はできません。

また、40歳以上65歳未満の方が、16種類の特定疾病が原因で要介護状態となった場合には、申請により介護保険第2号被保険者となる場合もあり、この場合も「介護料受給資格喪失」となりますので、担当のケアマネージャーと意思疎通を図り、十分にご注意下さい。

# ナスバからのお知らせ②

## 令和8年度より介護料支払決定通知書の表記が変わります！

ナスバでは、介護料の請求月ごとに振込額などをお知らせする「介護料支払決定通知書」をお送りしております。

令和8年度より、「介護料支払決定通知書」に記載されている振込口座番号の表記方法を変更することとなりましたので、お知らせいたします。

このたびの変更は、個人情報情報の漏えい防止を目的として、実施するものになります。

今後も、皆さまのニーズに応えられるよう努力して参りますので、引き続き、介護料制度やナスバに関する皆さまのご意見・ご要望を賜れますと幸いです。

### 《旧バージョン》

#### 介護料支払決定通知書

種別	I種
認定番号	111-2025-01234
受給資格者氏名	機構 一郎
受給資格者住所	〒131-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1
支払金額	介護料 256,170 円 短期入院助成 0 円 (0日)
支払金額の内訳	対象期間における1か月あたりの介護に要した費用として自己負担した額に応じ、以下の下欄額から上欄額の範囲内で支給します。 なお、下欄額に満たない場合は下欄額を支給します。 上欄額：177,950 円 下欄額：85,390 円
支払期日	令和8年3月27日
振込口座	金融機関名 なすば銀行錦糸町支店 預金科目 普通預金 口座番号 1234567 口座名義 かつい 伊助
上記のとおり、介護料の支払を決定しましたので、通知いたします。	
独立行政法人 自動車事故対策機構 理事長	

#### 連絡事項

当機構の介護料は、以下の制度をはじめ他法令に基づく介護料に相当する給付を受けた場合、支給資格喪失となります。

- 労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付または介護給付
- 介護保険法の規定による介護給付または予防給付など

また、次の施設に入所した場合についても、支給資格喪失となります。

- ナスバが設置する療養施設または重度者介護者受入環境整備事業（モデル事業）の委託施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく療養介護または生活介護を受けて入所する障害者支援施設
- 児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設及び指定医療機関
- 老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム
- 労働者災害補償保険法に基づく労災特別介護施設など

支給資格が喪失したにもかかわらず、当機構の介護料を受給した場合、喪失期間と重複した期間に支給した介護料を返還していただきますので、ご注意ください。

次回の請求書締切日 各主管支所または支所より事前に通知  
次回の支給予定日 令和8年6月末  
金融機関の都合により、入金日が遅れる場合があります。

当機構の介護料に関するお問い合わせは最寄りの主管支所または支所へお願いいたします。

### 《拡大》

金融機関名 なすば銀行錦糸町支店  
預金科目 普通預金  
口座番号 \*\*\*\*567  
口座名義 かつい 伊助

いままで口座番号は、7桁すべて表示されておりましたが、下3桁のみ表示されるように変更いたしました。

### 《新バージョン》

郵便はがき

料金後納郵便

〒131-0013

東京都墨田区錦糸3-2-1

機構 太郎 様

返送不要

〒131-0013  
東京都墨田区錦糸3-2-1 アルカイスト19階  
独立行政法人自動車事故対策機構  
被害者援護部 介護料グループ

#00000

#### 介護料支払決定通知書

種別	I種
認定番号	111-2025-01234
受給資格者氏名	機構 一郎
受給資格者住所	〒131-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1
支払金額	介護料 256,170 円 短期入院助成 0 円 (0日)
支払金額の内訳	対象期間における1か月あたりの介護に要した費用として自己負担した額に応じ、以下の下欄額から上欄額の範囲内で支給します。 なお、下欄額に満たない場合は下欄額を支給します。 上欄額：177,950 円 下欄額：85,390 円
支払期日	令和8年6月26日
振込口座	金融機関名 なすば銀行錦糸町支店 預金科目 普通預金 口座番号 ****567 口座名義 かつい 伊助
上記のとおり、介護料の支払を決定しましたので、通知いたします。	
独立行政法人 自動車事故対策機構 理事長	

#### 連絡事項

当機構の介護料は、以下の制度をはじめ他法令に基づく介護料に相当する給付を受けた場合、支給資格喪失となります。

- 労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付または介護給付
- 介護保険法の規定による介護給付または予防給付など

また、次の施設に入所した場合についても、支給資格喪失となります。

- ナスバが設置する療養施設または重度者介護者受入環境整備事業（モデル事業）の委託施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく療養介護または生活介護を受けて入所する障害者支援施設
- 児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設及び指定医療機関
- 老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム
- 労働者災害補償保険法に基づく労災特別介護施設など

支給資格が喪失したにもかかわらず、当機構の介護料を受給した場合、喪失期間と重複した期間に支給した介護料を返還していただきますので、ご注意ください。

次回の請求書締切日 各主管支所または支所より事前に通知  
次回の支給予定日 令和8年9月末  
金融機関の都合により、入金日が遅れる場合があります。

当機構の介護料に関するお問い合わせは最寄りの主管支所または支所へお願いいたします。

ここからお開けください▶

## ～訪問支援のご協力をお願い～

(ナスバから訪問支援の連絡があった際は、ご協力をお願いいたします。)

ナスバでは、受給資格者やその介護者の方を対象に訪問支援を行っております。

日頃の介護に関する悩みやご相談を伺って、必要に応じて様々な情報提供を行うとともに、ナスバの介護料制度（介護用品の購入に対する助成や短期入院・入所制度等）のご案内やナスバへのご要望についてもあわせてお伺いしています。

日程の調整を行いながら順次実施しておりますので、その際にはご協力をお願いいたします。  
(一部支所では、平日のみでなく、土曜日でも対応可能な日があります。)

また、個別に訪問支援を希望する方がいらっしゃいましたら、お気軽に最寄りのナスバ(主管支所 (P 29 参照) )にご相談ください。

※なお、訪問支援においては、介護保険や労災保険等との併給がないかどうかについても確認させていただいております。

みなさまにはお手数をおかけしておりますが、重ねてのご協力をお願いいたします。

訪問支援は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国の緊急事態宣言や各都道府県単位の不要不急の外出自粛要請等が発令される場合は、対面による訪問支援を中止し、下記リモート方式の訪問支援に切り替えて実施する場合があります。

感染対策については、個人の判断が基本となりましたが、訪問支援においては、アポイントを取ったうえで、訪問当日は、訪問実施者の検温、訪問直前の「手指の消毒」、「マスクの着用」等の感染予防対策を実施することとし、発熱又は体調不良があった場合、訪問を中止します。また、実施にあたっては、「密閉」「密集」「密接」にならないよう留意します。

### Webを活用したリモート方式による訪問支援を実施しています

パソコン、スマートフォン及びタブレットなどを使用したオンラインによる訪問支援を引き続き実施しています。

リモート方式による訪問支援を希望される方（インターネットに繋がる機器をお持ちでない方には、当該機器を無料でお貸しすることができます）は、訪問支援のご案内がありましたら最寄りのナスバ(主管支所 (P 29 参照) )にお伝え願います。

(リモート方式による訪問支援の留意点)

- ・現在は、オンラインツール「Zoom」又は iPhone 等による「FaceTime」にてご案内しています。
- ・貸出しする機器は「タブレット端末・広角レンズ・モバイルWi-Fiルーター」です。
- ・貸出しする機器を使用する場合を除き、発生する通信料はご負担いただきます。

引き続き、ご理解、ご協力方、よろしくをお願いいたします。

## ナスバからのお知らせ⑤

### リハビリ目的の短期入院について

リハビリ目的の利用なら入院期間の上限が30日になります。

令和4年4月1日から、リハビリ目的で短期入院を利用する場合に限り、**1回あたりの入院期間が2日～最長30日まで**利用できるようになりました。

※「リハビリ目的」での短期入院であれば、その期間中にリハビリ以外の治療（検査等）を受けた場合でも対象になります。詳しくはナスバ（主管）支所（P29参照）又は訪問支援の際にお問い合わせください。

※変更点

従来	目的問わず	2～14日以内	上限日数・上限金額 45日以内 かつ 45万円以内 (変更無し)
	リハビリ目的	2～30日以内	
	リハビリ目的 以外 (レスパイト、検査等)	2～14日以内	
R4.4.1～			

※請求例

リハビリのための入院	20日間	➔	年間の上限日数45日のため
・20日間の入院費用 (室料差額・食事負担額)	10万円		残日数は25日間
・移送費	3万円		年間の上限金額は45万円のため 残金額は32万円

#### ◆必要書類◆

- ① 様式12号の2 (短期入院・入所に係る室料差額負担金及び食事負担金領収証明願)
- ② 領収書または様式12号の2への病院による証明印
- ③ 入院診療計画書（※入院期間が15日以上になった場合のみ：リハビリでの入院であることが記載されているものが必要になります。）

#### ◆注意点◆

- ① リハビリ目的の入院で入院期間が15日以上となった場合は、請求の際、領収書のほかに、リハビリでの入院がわかる『入院診療計画書』(30日以内のもの)の提出が必要になります。
- ② 助成対象は入院費用全体ではなく、従来どおり移送費、室料差額・食事負担額、ヘルパー等費用（変更なし）です。
- ③ 年間の上限日数・上限金額は、従来どおり45日以内かつ45万円以内(変更なし)です。
- ④ リハビリ目的以外の短期入院・入所は、従来どおり原則2日から14日以内の期間が助成対象（変更なし）です。
- ⑤ リハビリ目的の場合のみ介護料申請における入院日数は30日まで拡充されますが、リハビリによる入院受入の可否は、各病院へお問い合わせください。

不明な点は、ナスバ（主管）支所 P 2 9 参照）又は訪問支援の際にお問い合わせください。

# ナスバ介護料の 請求が

# スマホで 簡単・ 便利に!

ご登録された多くの方から  
ご好評の声をいただきました!



2024年4月よりナスバ介護料ポータルを開設します!  
スマホを使ってオンライン請求や支給金額の確認などが

- ✓ いつでもできます!
- ✓ どこからでもできます!

ナスバのホームページからマイページにアクセス!

マイページに登録!

### 留意点

- マイページから可能な介護料請求は下限額の場合のみです。下限額を超えての請求をされる場合は、これまでどおり郵送での受付となります。
- 介護料の請求はスマホ・タブレット・パソコンで可能です。
- メールでの介護料請求は2024年3月請求期をもって廃止になります。
- マイページ利用にかかる通信料は利用者様の負担となります。



独立行政法人自動車事故対策機構

こんな機能があったらいいなという声をお聞かせください



# 請求以外にも 便利な機能がたくさんあります!

## オンラインで 介護料請求手続きが できる!

全国どこにいても、介護料の  
下限額請求をはじめ、振込口  
座の変更手続きも、オンライ  
ン請求\*で便利に行えます!  
書類郵送などの手間がかかり  
ません。  
ちょっとした外出先や寝る前の  
隙間時間を有効活用!



## 各種登録情報や 請求状況が確認できる!

ご自身の登録口座や住所等  
の情報、介護料請求状況、  
過去の支給額の履歴が確  
認できます。  
どの口座に入金される?今  
期請求したかな?前期請求  
忘れてないかな?  
そんな不安を一気に解決!



## メールでの お知らせ機能!



毎期ごとの介護料請求の受付開始や、締め  
切り日が近くなった時、介護料の振込が完了  
した際にメールでお知らせします!  
その都度お知らせが届くので、請求忘れの  
防止や気になる振込日がわかって安心です!

## ナスバからの お知らせ掲示板!



介護料請求に関するお知らせや、機関紙「ほ  
ほえみ」の発送のお知らせに加え、災害時  
には、政府・自治体の防災情報を発信し、  
被災者支援を致します。  
皆さまが気になるお役立ち情報をどんどん提  
供します!

## 過去から最新号まで! 電子版「ほほえみ」の 閲覧できます!

機関紙「ほほえみ」の電子版をいつでもどこ  
でもスマホで閲覧ができます。文字を拡大し  
て読めるので、体への負担が少ないです!



スマホだから寝ながら読めるよ!

## 電子版 「介護料受給の手引き」 の閲覧ができます!

スマホで各種手続きの確認や支  
給対象サービス・対象品目の確  
認ができます!制度が改正になった際も、常  
に最新の情報を確認できます。外出先でも  
対象品目や上限数の確認ができます!

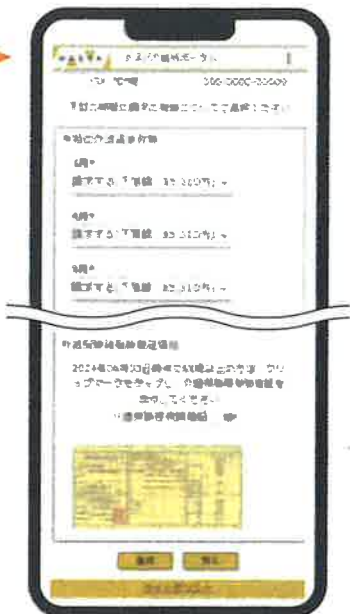


※1 介護料のオンライン請求は、スマホ・タブレット・パソコンで可能です。

※2 紙による郵送での請求も引き続き受付しております。

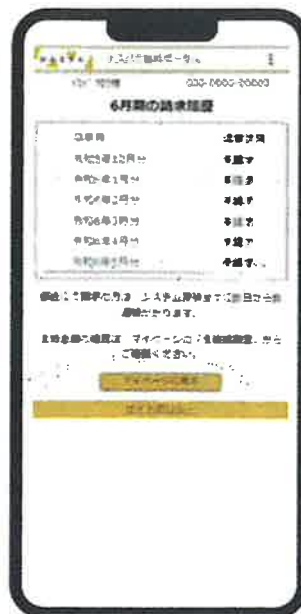
## マイページ内の機能紹介

### 請求登録



- 請求内容を選択肢の中から選んで入力できるので、入力作業が簡単です。
- 介護保険被保険者証は、クリップマークをタップして添付します。
- 紙の請求書の記入や、請求書を郵送する必要がありません。

### 直近の請求状況



- 過去6ヶ月分の請求情報が確認できます。
- 請求の状況がわかるので、請求忘れがないか、確認することができます。
- 下限額を超えた場合でも確認することができます。

### 支給額履歴



- 今までの介護料の受取金額の確認ができます。
- 短期入院・入所の利用日数が確認できるため、残りの利用可能日数や金額の管理がしやすくなります。

### 登録情報の確認



- 住所等の登録情報の確認ができます。
- パスワード・メールアドレスの変更ができます。
- 介護料の振込口座の確認・変更ができます。  
※口座変更は受給者名義のみです。

# まずはマイページに登録しよう!!



## 0 ナスバ介護料ポータルへアクセス



ナスバのホームページ  
【<https://www.nasva.go.jp>】  
にアクセスし「介護料ポータル  
へログイン」をタップします。

## 1 ログイン



画面下の「新規登録」をタップ  
します。

## 2 マイページ 新規登録



認定番号、生年月日、メールア  
ドレスを入力し「仮登録」をタッ  
プします。

## 3 マイページ 新規登録送信完了



仮登録をしたメールアドレスあ  
てに仮パスワードを自動送信し  
ます。

## 4 マイページ 新規登録メール



届いたメール本文にある URL  
をタップします。

## 5 パスワード変更



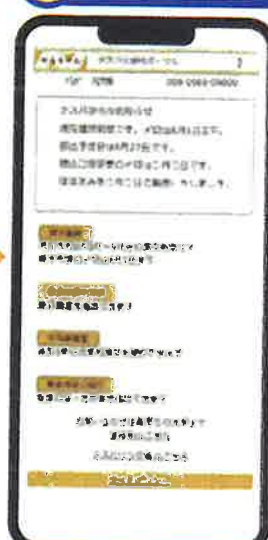
④で届いたメール本文にある  
仮パスワードを「仮パスワード」  
欄に入力のうえ、「新しいパス  
ワード」欄にはご自身で決めた  
パスワードを入力してください。

## 6 パスワード 変更完了



パスワードの変更が完了しまし  
たら「マイページに戻る」をタッ  
プしてください。

## 7 マイページ



マイページが表示されたら登録  
完了です。

詳しくは、ナスバホームページに掲載のナスバ介護料ポータル利用者マニュアルをご覧ください。



## ● 「相談支援業務」のご案内 ●

国土交通省では、ナスバにおける相談支援業務の一環として、自動車事故被害者・遺族団体による相談支援業務を開始しており、随時実施団体を更新しております。

相談支援業務は、皆様の精神的負担の軽減を図るため、同じ悩みを持つ当事者が所属する自動車事故被害者・遺族団体が、無料で相談をお受けするものです。

<相談窓口一覧> ..

主管	団体名	電話番号	開設時間
札幌	NPO 法人コロポックルさっぽろ (北海道札幌市)	050-3149-4035	月～金 10:00～21:00
仙台	特定非営利活動法人いわて高次脳機能障害者の会イーハトーヴ (岩手県盛岡市)	050-3149-4015	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
仙台	一般社団法人どんまいネットみやぎ (宮城県仙台市)	050-3150-5169	月～金 10:00～21:00
東京	一般社団法人交通事故被害者家族ネットワーク (東京都中央区)	050-3149-3929	月～金 9:00～21:00
東京	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会 (東京都目黒区)	050-3149-3927	月～金 10:00～18:00
東京	一般社団法人関東交通犯罪遺族の会 (あいの会) (東京都豊島区)	050-3116-1515	火～日 11:00～22:00
東京	特定非営利活動法人いのちのミュージアム (東京都日野市)	050-3149-4003	木～日 9:00～17:00、18:00～21:00
名古屋	高次脳機能障害者サポートセンター笑い太鼓 (愛知県名古屋市)	050-3150-5146	月、水、金 10:00～21:00
大阪	兵庫頭脳損傷者連絡会 (兵庫県三田市)	050-3149-4041	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	社会福祉法人朝生会高次脳機能障害サポートネットひろしま (広島県広島市)	050-3150-5138	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	NPO 法人日本頭脳損傷 LifeNet (広島県廿日市市)	050-3150-5115	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	一般社団法人 高次脳機能障害者の会ひろしま びあーず (広島県廿日市市)	050-3150-5239	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	グリーフサポートやまぐち (山口県防府市)	050-3149-4043	月～日 9:00～18:00、19:00～22:00
高松	一般社団法人 IINE (香川県木田郡)	050-3150-5196	月～水、金 10:00～18:00、18:00～21:00
福岡	NPO 法人 福岡・翼の会 (福岡県福岡市)	050-3150-5199	月、水、金 9:00～17:00、18:00～21:00

※自動車事故被害者の方のための相談窓口一覧となります。

※電話して繋がらなかった場合、留守番電話サービスに移行します。お手数ですが、お名前や電話可能な時間等を残していただき、相談支援業務実施団体からの折り返し電話をお待ちください。

※休暇予定など詳細につきましては、以下の HP をご覧ください。

※相談窓口一覧は、ナスバ HP にも掲載されています。

[https://www.nasva.go.jp/sasaeru/pdf/soudan-shien\\_01.pdf](https://www.nasva.go.jp/sasaeru/pdf/soudan-shien_01.pdf)

**ピアサポートをぜひご利用ください！！**



# ● ナスバ所在地一覧 ●

令和7年12月1日現在

名称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X
本部	〒130-0013	東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイースト 19 階	03-5608-7560	03-5608-8610
札幌主管支所	〒060-0032	北海道札幌市中央区北 2 条東 12-98-42 北 2 条新川ビル 8 階	011-218-8155	011-218-8156
函館支所	〒041-0806	北海道函館市美原 1-18-10 函館東京海上日動ビル 3 階	0138-88-1007	0138-44-0555
釧路支所	〒085-0018	北海道釧路市黒金町 7 丁目 4-1 太平洋興発ビル 2 階	0154-32-7021	0154-32-7023
旭川支所	〒079-8442	北海道旭川市流通団地 2 条 4-32-1 旭川地区トラック研修センター 2 階	0166-40-0111	0166-40-0112
仙台主管支所	〒984-0015	宮城県仙台市若林区卸町 5-8-3 宮城県トラック会館 2 階	022-204-9902	022-782-1825
福島支所	〒960-8031	福島県福島市栄町 7-33 福島トヨタビル 8 階	024-522-6626	024-522-6627
岩手支所	〒020-0871	岩手県盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋 106 ビル 5 階	019-652-5101	019-652-5150
青森支所	〒030-0843	青森県青森市大字浜田字豊田 139-21 青森県交通会館 3 階	017-739-0551	017-739-0552
山形支所	〒990-0031	山形県山形市十日町 2-4-19 ハーモニー山形ビル 2 階	023-609-0500	023-615-6037
秋田支所	〒010-0962	秋田県秋田市八橋大畑 2-12-53 秋田県自動車会館 3 階	018-863-5875	018-863-5864
新潟主管支所	〒950-0965	新潟県新潟市中央区新光町 6-4 新潟県トラック総合会館 2 階	025-283-1141	025-283-1143
長野支所	〒381-8556	長野県長野市南長池 710-3 長野県トラック会館 2 階	026-480-0521	026-263-1570
石川支所	〒920-8213	石川県金沢市直江東 1-2 石川県自動車会館 2 階	076-239-3207	076-239-3208
富山支所	〒939-2708	富山県富山市婦中町島本郷 1-5 富山県トラック会館 1 階	076-421-1631	076-421-1637
東京主管支所	〒130-0013	東京都墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル 8 階	03-3621-9941	03-3621-9944
神奈川支所	〒222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 1-2-1 新横浜ファーストビル 8 階	045-471-7401	045-471-7405
千葉支所	〒261-7125	千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト 25 階	043-350-1730	043-350-1731
埼玉支所	〒330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-12-6 ジェイ・エス・ワンビル 6 階	048-824-1945	048-824-1946
茨城支所	〒310-0026	茨城県水戸市泉町 3-1-28 第 2 中央ビル 4 階	029-226-0591	029-226-0592
群馬支所	〒370-0006	群馬県高崎市問屋町 4-5-4 高崎トラック会館 2 階	027-365-2770	027-365-2771
栃木支所	〒320-0811	栃木県宇都宮市大通り 2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル 2 階	028-651-2701	028-651-2703
山梨支所	〒406-0034	山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-7 山梨県自動車総合会館 3 階	055-262-1088	055-262-1089
名古屋主管支所	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦 1-18-22 名古屋 AT ビル 8 階	052-218-3017	052-218-3018
静岡支所	〒420-0837	静岡県静岡市葵区日出町 1-2TOKAI 日出町ビル 1 階	054-687-3421	054-205-1617
岐阜支所	〒500-8842	岐阜県岐阜市金町 4-30 明治安田生命岐阜金町ビル 7 階	058-263-5128	058-263-0051
三重支所	〒510-0085	三重県四日市市諏訪町 4-5 四日市諏訪町ビル 8 階	059-350-5188	059-350-5189
福井支所	〒910-0005	福井県福井市大手 3-2-1 福井ビル 6 階	0776-22-6006	0776-22-6146
大阪主管支所	〒540-0028	大阪府大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通 F N ビル 10 階	06-6942-2804	06-6942-2807
京都支所	〒612-8418	京都府京都市伏見区竹田向代町 51-5 京都自動車会館 4 階	075-694-5878	075-694-5875
兵庫支所	〒651-0083	兵庫県神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル 11 階	078-271-7601	078-271-7603
滋賀支所	〒524-0104	滋賀県守山市木浜町 2298-4 滋賀県トラック総合会館 2 階	077-585-8290	077-585-8291
奈良支所	〒630-8122	奈良県奈良市三条本町 9-21 J R 奈良伝信ビル 6 階	0742-32-5671	0742-32-5672
和歌山支所	〒640-8157	和歌山県和歌山市八番丁 11 日本生命和歌山八番丁ビル 7 階	073-431-7337	073-431-8092
広島主管支所	〒733-0036	広島県広島市西区観音新町 2-4-25 第一菱興ビル 1 階	082-297-2255	082-297-2251
鳥取支所	〒680-0006	鳥取県鳥取市丸山町 219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル 2 階	0857-24-0802	0857-24-0861
島根支所	〒690-0007	島根県松江市御手船場町 553-6 松江駅前エスビル 3 階	0852-25-4880	0852-25-4887
岡山支所	〒700-0941	岡山県岡山市北区青江 1-22-33 岡山県トラック総合研修会館 3 階	086-232-7053	086-231-6742
山口支所	〒753-0814	山口県山口市吉敷下東 1-3-1 山陽ビル吉敷 2 階	083-924-5419	083-924-7614
高松主管支所	〒760-0066	香川県高松市福岡町 3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル 2 階	087-851-6963	087-851-6962
徳島支所	〒770-0003	徳島県徳島市北田宮 2-14-50 徳島県トラック会館 2 階	088-631-7799	088-631-7781
愛媛支所	〒791-1114	愛媛県松山市井門町 1081 番地 1 愛媛県トラック総合サービスセンター 1 階	089-960-0102	089-960-0103
高知支所	〒781-8016	高知県高知市南ノ丸町 5-17 高知県トラック会館 2 階	088-831-1817	088-831-1824
福岡主管支所	〒812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル 4 階	092-451-7751	092-451-7753
佐賀支所	〒840-0816	佐賀県佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビルディング 4 階	0952-29-9023	0952-29-9024
長崎支所	〒850-0033	長崎県長崎市万才町 7-1TBM 長崎ビル 11 階 (旧: 住友生命長崎ビル)	095-821-8853	095-821-8854
熊本支所	〒860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町 4-7 朝日新聞第一生命ビルディング 6 階	096-322-5229	096-322-5261
大分支所	〒870-0905	大分県大分市向原西 1-1-27 大分県トラック会館ビル 3 階	097-558-3155	097-558-3156
宮崎支所	〒880-0913	宮崎県宮崎市巨久 1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館 2 階	0985-53-5385	0985-53-5396
鹿児島支所	〒890-0033	鹿児島県鹿児島市西別府町 2941-19 鹿児島県トラック研修センター 2 階	099-282-5435	099-282-5437
沖縄支所	〒900-0021	沖縄県那覇市泉崎 2 丁目 103 番地 4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会 3 階	098-916-4860	098-835-4214

※上記の各主管支所では、介護料を受給されている皆様とご家族のための「在宅介護相談窓口」を設けて電話相談をお受けしております。詳しくは本誌裏表紙をご参照ください。

## ● 在宅介護相談窓口(電話相談)のご案内 ●

ナスバでは、各主管支所に「在宅介護相談窓口」(以下「相談窓口」といいます。)を開設しています。開設曜日と時間帯は次表のとおりです。

この「相談窓口」は、読者の皆さまの精神的サポートの一環として開設しており、看護師や介護福祉士などの専門的な資格と経験をあわせ持つ相談員を配置することにより読者の皆さまからの電話によるご相談に対応しています。

介護に関するご相談をはじめとする様々な内容につきまして、お気軽にご利用下さい。

主管支所名	電話番号	曜日	時間帯
札幌主管支所	011-218-8155	毎開業日	8:30-12:00 13:00-17:15
仙台主管支所	022-204-9902	金	10:00-12:00 13:00-15:00
新潟主管支所	025-283-1141	(第2・第4)木	9:00-12:00 13:00-16:00
東京主管支所	03-3621-9941	火・金	9:00-12:00 13:00-16:00
名古屋主管支所	052-218-3017	木	9:00-12:00 13:00-17:00
		金	13:00-17:00
大阪主管支所	06-6942-2804	水	13:00-17:00
広島主管支所	082-297-2255	毎開業日	9:00-12:00 13:00-17:15
高松主管支所	087-851-6963	金	10:00-12:00 13:00-15:00
福岡主管支所	092-451-7751	木	13:00-17:00

### ● “ナスバ介護料制度等”に関するアンケート回答のお礼●

ナスバでは、より良い介護料制度にするため、制度をご利用いただいている皆様を対象に、毎年度アンケートを実施し、ご意見等をお伺いしております。

令和7年度につきましても、12月から2月に実施させていただき、多くの貴重なご意見をお寄せいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

### ナスバ交通事故被害者ホットラインのご案内

【ナスバ交通事故被害者ホットライン】では、交通事故被害者やそのご家族等の皆様のお困り事の内容に応じて、無料で相談いただける窓口をご案内しています。

NASVA  
交通事故被害者ホットライン  
☎0570-000738

※受付時間 10:00～12:00  
13:00～16:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。  
または、03-6853-8002 をご利用下さい。

「ほほえみ」2026年「春号」第93号  
令和8年3月31日発行

発行 独立行政法人自動車事故対策機構  
〒130-0013 東京都墨田区錦糸 3-2-1  
TEL 03-5608-7560  
FAX 03-5608-8610  
ホームページ <https://www.nasva.go.jp>